

この号で公布された条例のあらまし

◇秋田県行政手続条例の一部を改正する条例（秋田県条例第3号）

- 1 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分等をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、当該権限を行使し得る根拠を示さなければならないこととした。（第33条関係）
- 2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができることとし、申出を受けた県の機関は、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならないこととした。（第35条関係）
- 3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分又は行政指導をする権限を有する行政庁又は県の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができるとし、申出を受けた行政庁又は県の機関は、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならないこととした。（第36条関係）
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 5 施行期日等
 - (1) この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。
 - (2) 秋田県県税条例（昭和29年秋田県条例第24号）及び秋田県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和51年秋田県条例第4号）について所要の規定の整理を行うとともに、同条例の一部改正に伴う経過措置を規定することとした。



◇職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第4号）

- 1 引用している国立大学法人法（平成15年法律第112号）において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の条項を改めることとした。（附則第31項関係）
- 2 施行期日
この条例は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第67号）の施行の日（平成27年4月1日）から施行することとした。



◇秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（秋田県条例第5号）

- 1 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第16条及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第17条の規定による改正前の歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条第1項の規定に基づく歯科技工士国家試験合格証明書の交付の申請をする者から引き続き手数料を徴収することとした。（第8条関係）
- 2 引用している「宅地建物取引主任者資格試験」を「宅地建物取引士資格試験」に、「宅地建物取引主任者資格登録簿」を「宅地建物取引士資格登録簿」に、「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改めることとした。（第26条関係）
- 3 施行期日
この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県県税条例の一部を改正する条例（秋田県条例第6号）

1 県民税

- (1) 平成28年度以後の各年度分の個人の県民税から控除する特例控除額について、県民税の所得割の額の100分の20（現行100分の10）に相当する金額を限度とすることとした。（第36条の2関係）
- (2) 個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除について、その対象となる家屋の居住年の期限を平成31年（現行平成29年）まで延長することとした。（附則第4条の2の2及び第28条関係）
- (3) 申告特例通知書の送付があった場合、寄附金税額控除額に加え、当該寄附金を支出した者の所得に応じて算出した申告特例控除額を、個人の県民税から控除することとした。（附則第6条関係）

2 事業税

平成27年4月1日以後に開始する事業年度における資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人の事業税の税率を、次のとおりとすることとした。（第51条及び附則第14条の2の3関係）

- (1) 付加価値割
100分の0.72（現行100分の0.48）
- (2) 資本割
100分の0.3（現行100分の0.2）
- (3) 所得割
 - ① 所得のうち年400万円以下の金額 100分の1.6（現行100分の2.2）
 - ② 所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額 100分の2.3（現行100分の3.2）
 - ③ 所得のうち年800万円を超える金額 100分の3.1（現行100分の4.3）

3 不動産取得税

- (1) 住宅及び土地の取得に係る税率を100分の3（本則100分の4）とする特例措置の適用期限を平成30年3月31日（現行平成27年3月31日）まで延長することとした。（附則第15条関係）
- (2) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する助成金等の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成29年3月31日（現行平成27年3月31日）まで延長することとした。（附則第16条関係）
- (3) 宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅の取得後2年以内に、一定の改修工事を行った後、当該住宅を個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合について、当該宅地建物取引業者による取得が平成29年3月31日までに行われた場合に限り、一定の税額を減額する特例措置を講ずることとした。（附則第16条関係）
- (4) 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を平成30年3月31日（現行平成27年3月31日）まで延長することとした。（附則第16条の2関係）

4 自動車取得税

- (1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率の特例措置について、軽減対象を見直した上、その適用期限を平成29年3月31日（現行平成27年3月31日）まで延長することとした。（附則第18条の4関係）
- (2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるもの以外のものの取得に係る課税標準の特例措置について、控除額及び軽減対象を見直した上、その適用期限を平成29年3月31日（現行平成27年3月31日）まで延長することとした。（附則第18条の6関係）

- (3) 路線バス等のうち、一定のノンステップバス又はリフト付きバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成29年3月31日(現行平成27年3月31日)まで延長することとした。(附則第18条の6関係)
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成29年3月31日(現行平成27年3月31日)まで延長することとした。(附則第18条の6関係)
- (5) 車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備える自動車ですべて初めて新規登録等を受けるものの取得について、取得価額から一定の額を控除する特例措置を講ずることとした。(附則第18条の6関係)

5 狩猟税

- (1) 引用している鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)の題名を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改めることとした。(第195条及び第198条関係)
- (2) 狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者が受ける狩猟者の登録が、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に行われた場合においては、当該狩猟者に係る税率を2分の1とする特例措置を講ずることとした。(附則第25条関係)
- (3) 狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する従事者(認定鳥獣捕獲等事業者の従事者を除く。)として従事者証の交付を受けて、当該従事者証に係る鳥獣の捕獲等を行った者が受ける狩猟者の登録が、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に行われた場合においては、当該狩猟者に係る税率を2分の1とする特例措置を講ずることとした。(附則第25条関係)

6 その他所要の規定の整備を行うこととした。

7 施行期日等

- (1) この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。ただし、5(1)は、同年5月29日から施行することとした。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。
- (3) 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(平成元年秋田県条例第8号)について所要の規定の整理を行うこととした。



◇秋田県県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第7号)

- 1 地方消費税の税率の78分の22への引上げの施行期日を平成29年4月1日(現行平成27年10月1日)とすることとした。(附則第1項関係)
- 2 その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 3 施行期日
この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。



◇秋田県情報公開条例及び秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例(秋田県条例第8号)

- 1 秋田県情報公開条例(昭和62年秋田県条例第3号)の一部改正(第1条による改正)
 - (1) 引用している独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)の条項を改めることとした。
 - (2) 引用している「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改めることとした。
 - (3) その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 2 秋田県個人情報保護条例(平成12年秋田県条例第138号)の一部改正(第2条による改正)

- (1) 引用している独立行政法人通則法の条項を改めることとした。
- (2) 引用している「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改めることとした。
- (3) その他所要の規定の整理を行うこととした。

3 施行期日

この条例は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号）の施行の日（平成27年4月1日）から施行することとした。

◇◇

◇市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第9号）

1 権限移譲対象事務等に次の事務を加えることとした。

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条の2第2項ただし書の規定による高度管理医療機器等営業所管理者の兼務の許可（第7条及び別表第41の2関係）
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第6項の規定による保育所の設置の認可の諮問（別表第28関係）
- (3) 児童福祉法第59条第1項の規定による同法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務を目的とする施設の設置者等からの報告の徴収等（別表第28の2関係）
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第2項の規定による建築主事への国等の建築物に関する計画の通知の受理、同条第24項第1号及び第2号の規定による国等の建築物の仮使用の認定の申請の受理並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の16第2号の規定による既存の建築物の移転の特例の認定の申請の受理（別表第85第27号関係）

2 経由事務から次の事務を除くこととした。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業等の許可の申請の受理等（別表第85第19号関係）

3 その他所要の規定の整理を行うこととした。

4 施行期日等

- (1) この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。ただし、1(4)及び3（別表第85第27号から第29号までに係る部分に限る。）は、同年6月1日から施行することとした。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇◇

◇秋田県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例（秋田県条例第10号）

1 社会福祉士及び介護福祉士修学資金の貸与を受けることができる者が在学する指定養成施設に関し所要の規定の整理を行うこととした。（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）の施行の日（平成27年4月1日）から施行することとした。

◇◇

◇秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（秋田県条例第11号）

1 指定訪問介護事業者が介護予防・日常生活支援総合事業の第一号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第一号訪問事業とが一体的に運営されている場合は、市町村が定める当該第一号訪問事業の人員並びに設備及び備品に関する基準を満たすことをもって、指定訪問介護の事業の人員並びに設備及び備

品に関する基準を満たしているとみなすことができることとした。(第4条及び第6条関係)

- 2 指定通所介護事業者が介護予防・日常生活支援総合事業の第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第一号通所事業とが一体的に運営されている場合は、市町村が定める当該第一号通所事業の人員並びに設備及び備品に関する基準を満たすことをもって、指定通所介護の事業の人員並びに設備及び備品に関する基準を満たしているとみなすことができることとした。(第68条及び第70条関係)
- 3 指定通所介護事業者が、指定通所介護の事業の用に供する設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供前に知事に届け出ることとした。(第70条関係)
- 4 指定通所介護事業者は、指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、必要な措置を講じなければならないこととした。(第75条の2関係)
- 5 指定療養通所介護事業者が、指定療養通所介護の事業の用に供する設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供前に知事に届け出ることとした。(第82条関係)
- 6 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、必要な措置を講じなければならないこととした。(第88条関係)
- 7 利用者の状況又は利用者の家族等の事情により、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあっては、定員を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができることとした。(第112条関係)
- 8 基準該当短期入所生活介護事業所に併設しなければならない事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所を加えることとした。(第123条関係)
- 9 養護老人ホームが指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合について、当該事業は外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業に限らないこととした。(第160条関係)
- 10 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 11 施行期日等
 - (1) この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。
 - (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。



◇秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(秋田県条例第12号)

- 1 指定介護予防訪問介護及び指定介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業に移行することに伴い、これらの事業の人員、設備及び運営に関する基準を廃止することとしたとともに、所要の規定の整備を行うこととした。(第2章及び第7章関係)
- 2 利用者の状況又は利用者の家族等の事情により、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあっては、定員を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができることとした。(第100条関係)
- 3 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所に併設しなければならない事業所に、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を加えることとした。(第114条関係)
- 4 引用している介護保険法(平成9年法律第123号)の条項を改めることとした。(第140条、第164条及び第175条関係)
- 5 養護老人ホームが指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合について、当該事業は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業に限らないこととした。(第154条関係)

6 その他所要の規定の整備を行うこととした。

7 施行期日等

(1) この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

(2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。



◇秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例附則第2項及び第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例による改正前の秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（秋田県条例第13号）

1 旧指定介護予防通所介護事業者が、旧指定介護予防通所介護の事業の用に供する設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供前に知事に届け出ることとした。（第70条の2関係）

2 旧指定介護予防通所介護事業者は、旧指定介護予防通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、必要な措置を講じなければならないこととした。（第74条の2関係）

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日等

(1) この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

(2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。



◇秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（秋田県条例第14号）

1 一定の要件に適合する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が、地域において児童発達支援が提供されていないことその他の地域における児童発達支援の提供の状況により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対し指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を基準該当児童発達支援事業所とみなすこととした。（第34条の2関係）

2 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所の従業者として嘱託医、看護師等を置かなければならないこととした。（第43条関係）

3 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所の利用定員を5人以上とすることができることとした。（第45条関係）

4 その他所要の規定の整理を行うこととした。

5 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。



◇秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（秋田県条例第15号）

1 一定の要件に適合する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が、地域において生活介護が提供されていないことその他の地域における障害福祉サービスの提供の状況により生活介護を受けることが困難な障害者に対し指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通い

サービスを行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を基準該当生活介護の事業を行う事業所とみなすこととした。(第52条関係)

- 2 基準該当短期入所の事業を行う者に係る要件に、基準該当生活介護又は基準該当児童発達支援若しくは基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者又は障害児に対し指定看護小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービスを提供する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であることを加えることとした。(第63条関係)

- 3 地域移行支援型ホームに関する特例について定めることとした。(附則第3項～第6項関係)

- 4 その他所要の規定の整理を行うこととした。

- 5 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県調理師免許等手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第16号)

- 1 引用している調理師法(昭和33年法律第147号)の条項を改めることとした。(第2条関係)

- 2 施行期日

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)の施行の日(平成27年4月1日)から施行することとした。

◇◇

◇秋田県地域自殺対策緊急強化臨時対策基金条例の一部を改正する条例(秋田県条例第17号)

- 1 秋田県地域自殺対策緊急強化臨時対策基金の設置期限を平成28年3月31日(現行平成27年3月31日)に延長することとした。(附則第2項関係)

- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県がん対策推進条例の一部を改正する条例(秋田県条例第18号)

- 1 がん診療連携拠点病院等に、厚生労働大臣が指定する特定領域がん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院を加えることとした。(第11条関係)

- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例(秋田県条例第19号)

- 1 看護職員修学資金の貸与を受けることができる者が在学する養成施設に関し所要の規定の整理を行うこととした。(第1条の2関係)

- 2 施行期日

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)の施行の日(平成27年4月1日)から施行することとした。

◇◇

◇秋田県歯科衛生士修学資金貸与条例の一部を改正する条例(秋田県条例第20号)

- 1 歯科衛生士修学資金の貸与を受けることができる者が在学する養成施設に関し所要の規定の整理を行うこととした。(第2条関係)

- 2 歯科衛生士修学資金の貸与を受けている者が将来業務に従事した場合にその返還が免除されることとなる特定施設

等の要件を廃止することとした。(第2条及び第6条～第8条関係)

3 施行期日等

- (1) この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇◇

◇秋田県第一種フロン類回収業者登録等手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第21号)

- 1 題名を「秋田県第一種フロン類充填回収業者登録等手数料徴収条例」に改めることとした。
- 2 引用している特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成13年法律第64号)について、題名を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改めるとともに、その条項を改めることとした。(第1条関係)
- 3 第一種フロン類充填回収業者の登録又は登録の更新の申請に係る手数料の額は、1件につき4,000円とすることとした。(第2条関係)
- 4 施行期日
この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県汚染土壌処理業許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第22号)

- 1 題名を「秋田県土壌汚染対策法に基づく指定調査機関指定等手数料徴収条例」に改めることとした。
- 2 次の指定等を受けようとする者から手数料を徴収することとし、当該手数料の額について定めることとした。(第1条関係)

(申請1件につき)

区分	手数料の額
指定調査機関の指定	30,900円
指定調査機関の指定の更新	24,800円

3 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◇◇

◇秋田県標準事務関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例(秋田県条例第23号)

- 1 秋田県標準事務関係手数料徴収条例(平成12年秋田県条例第19号)の一部改正(第1条による改正)
 - (1) 引用している鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)の題名を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改めることとした。(第13条関係)
 - (2) その他所要の規定の整理を行うこととした。
- 2 秋田県鳥獣飼養登録票交付等手数料徴収条例(平成12年秋田県条例第70号)及び秋田県環境影響評価条例(平成12年秋田県条例第137号)の一部改正(第2条による改正)
次に掲げる条例について、引用している鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の題名を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改めることとした。
 - (1) 秋田県鳥獣飼養登録票交付等手数料徴収条例
 - (2) 秋田県環境影響評価条例
- 3 住民基本台帳法施行条例(平成14年秋田県条例第49号)、市町村への権限移譲の推進に関する条例(平成16年秋田県条例第71号)及び秋田県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例(平成24年秋田県条例第78号)の一部改正(第3条～第5条による改正)

引用している法令の題名を次のとおり改めることとした。

改正前	改正後
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則 (平成14年環境省令第28号)	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則

4 施行期日

この条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号）の施行の日（平成27年5月29日）から施行することとした。



◇秋田県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例（秋田県条例第24号）

- 1 受益者から負担金を徴収する事業から国営平鹿平野土地改良事業を除くこととした。（第3条及び第4条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。



◇秋田県中小企業設備導入助成資金特別会計条例（秋田県条例第25号）

- 1 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第15条第1項第3号の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構から資金の貸付けを受けて行う同号イからニまでに掲げる事業及び独立行政法人中小企業基盤整備機構に対する同項第4号の資金の貸付け並びに小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第57号）附則第3条第1項に規定する小規模企業者等設備導入資金貸付事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、秋田県中小企業設備導入助成資金特別会計を設置することとした。（第1条関係）

- 2 この会計においては、貸付金収入、県債、一般会計繰入金その他の諸収入をもってその歳入とし、貸付金、県債の償還金及び利子、一般会計繰出金その他の諸支出をもってその歳出とすることとした。（第2条関係）

3 施行期日等

- (1) この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。
(2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。



◇秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例（秋田県条例第26号）

- 1 都市公園の占用に係る使用料について、都市公園の区分を設けるとともに、その額を引き下げることとした。（別表関係）

2 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。



◇秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（秋田県条例第27号）

- 1 道路の占用料に係る所在地の区分を次のとおり改めるとともに、その額を改定することとした。（別表関係）

- (1) 第一級地 秋田市の区域
(2) 第二級地 能代市、横手市、大館市、湯沢市、潟上市及び南秋田郡八郎潟町の区域
(3) 第三級地 (1)及び(2)以外の市町村の区域

2 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◇秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例の一部を改正する条例（秋田県条例第28号）

- 1 建築をしようとする住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることを証する書類として設計住宅性能評価書の写しを提出する場合の長期優良住宅建築等計画の認定の申請及び同計画の変更の認定の申請に係る手数料の額を次のとおり引き下げることにした。（別表関係）

(1) 長期優良住宅建築等計画の認定の申請

区分	手数料の額（1件につき）	
	改正前	改正後
① 一戸建ての住宅	45,000円	20,000円
② 住戸の総数が5戸以下の共同住宅等	102,000円	57,000円
③ 住戸の総数が6戸以上10戸以下の共同住宅等	163,000円	90,000円
④ 住戸の総数が11戸以上30戸以下の共同住宅等	319,000円	169,000円
⑤ 住戸の総数が31戸以上50戸以下の共同住宅等	571,000円	292,000円
⑥ 住戸の総数が51戸以上100戸以下の共同住宅等	980,000円	453,000円
⑦ 住戸の総数が101戸以上200戸以下の共同住宅等	1,811,000円	843,000円
⑧ 住戸の総数が201戸以上300戸以下の共同住宅等	2,587,000円	1,172,000円
⑨ 住戸の総数が301戸以上の共同住宅等	3,168,000円	1,429,000円

(2) 長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請

区分	手数料の額（1件につき）	
	改正前	改正後
① 一戸建ての住宅	22,500円	10,000円
② 住戸の総数が5戸以下の共同住宅等	51,000円	28,500円
③ 住戸の総数が6戸以上10戸以下の共同住宅等	81,500円	45,000円
④ 住戸の総数が11戸以上30戸以下の共同住宅等	159,500円	84,500円
⑤ 住戸の総数が31戸以上50戸以下の共同住宅等	285,500円	146,000円
⑥ 住戸の総数が51戸以上100戸以下の共同住宅等	490,000円	226,500円
⑦ 住戸の総数が101戸以上200戸以下の共同住宅等	905,500円	421,500円
⑧ 住戸の総数が201戸以上300戸以下の共同住宅等	1,293,500円	586,000円
⑨ 住戸の総数が301戸以上の共同住宅等	1,584,000円	714,500円

2 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◇秋田県建築基準法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（秋田県条例第29号）

- 1 建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることに伴い、構造計算適合性判定に係る手数料を廃止することとした。（別表関係）
- 2 引用している建築基準法の条項を改めることにした。（別表関係）
- 3 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の16第2号の規定による既存の建築物の移転の特例の認定の申請をする者から手数料を徴収することとした。（別表関係）
- 4 その他所要の規定の整理を行うことにした。
- 5 施行期日等
- (1) この条例は、平成27年6月1日から施行することとした。

- (2) 秋田県長期優良住宅建築等計画認定等手数料徴収条例（平成 21 年秋田県条例第 34 号）及び秋田県低炭素建築物新築等計画認定等手数料徴収条例（平成 24 年秋田県条例第 89 号）について所要の規定の整理を行うこととした。



◇秋田県宅地建物取引士証書換え交付等手数料徴収条例（秋田県条例第 30 号）

- 1 宅地建物取引業法施行規則（昭和 32 年建設省令第 12 号）第 14 条の 13 第 1 項の規定による宅地建物取引士証の書換え交付（氏名の変更に係るものに限る。以下同じ。）を受けようとする者及び同令第 14 条の 15 第 1 項の規定による宅地建物取引士証の再交付を受けようとする者から、手数料を徴収することとした。（第 1 条関係）
- 2 手数料の額は、宅地建物取引士証の書換え交付又は宅地建物取引士証の再交付の申請 1 件につき 4,500 円とすることとした。（第 2 条関係）
- 3 手数料は、申請があったときに徴収することとした。（第 3 条関係）
- 4 知事は、特別な理由があると認めたときは、手数料を減免することができることとした。（第 4 条関係）
- 5 既に徴収した手数料は、還付しないこととした。（第 5 条関係）
- 6 施行期日

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。



◇秋田県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例（秋田県条例第 31 号）

- 1 行政財産の目的外使用に係る使用料の額に係る所在地の区分を次のとおり改めるとともに、その額を改定することとした。（別表関係）
 - (1) 第一級地 秋田市の区域
 - (2) 第二級地 能代市、横手市、大館市、湯沢市、潟上市及び南秋田郡八郎潟町の区域
 - (3) 第三級地 (1)及び(2)以外の市町村の区域
- 2 施行期日

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。



◇特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第 32 号）

- 1 報酬を支給しない者に関する規定について所要の整備を行うこととした。（第 3 条関係）
- 2 報酬等を支給する特別職の職員で非常勤のものから教育委員会の委員長を除くとともに、所要の規定の整理を行うこととした。（別表関係）
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。
 - (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。



◇秋田県退職年金等および退職一時金等の基礎となるべき在職期間の通算に関する条例及びスポーツに関する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第 33 号）

- 1 秋田県退職年金等および退職一時金等の基礎となるべき在職期間の通算に関する条例（昭和 32 年秋田県条例第 27 号）の一部改正（第 1 条による改正）

引用している地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の一部の条項について所要の整理を行うこととした。（第 1 条関係）
- 2 スポーツに関する事務の管理及び執行の特例に関する条例（平成 21 年秋田県条例第 88 号）の一部改正（第 2 条

による改正)

引用している地方教育行政の組織及び運営に関する法律の条項を改めることとした。

3 施行期日

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行の日（平成27年4月1日）から施行することとした。

◇◇

◇秋田県教育委員会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（秋田県条例第34号）

1 秋田県教育委員会の委員の定数を5人（現行6人）とすることとした。

2 施行期日等

(1) この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

(2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇◇

◇義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第35号）

1 次のとおり教員特殊業務手当の日額を引き上げることとした。（第7条関係）

業 務 の 区 分	改 正 前	改 正 後
非常災害時における児童又は生徒の保護等の業務	6,400円	8,000円
救急業務及び補導業務	6,000円	7,500円
修学旅行等引率指導業務及び対外運動競技等引率指導業務	3,400円	4,250円
部活動指導業務	2,400円 (4時間程度)	3,000円

2 部活動指導業務について人事委員会規則で定める時間（6時間）を超えて当該業務に従事した場合における教員特殊業務手当に係る規定を廃止することとした。（第7条関係）

3 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◇◇

◇教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第36号）

1 教育長の期末手当に関する規定について所要の整備を行うこととした。（第3条関係）

2 教育長の退職手当の算出に係る在職月数の上限を36月（現行48月）とするとともに、職員の退職手当に関する条例（昭和28年秋田県条例第80号）の規定を準用している規定について所要の整備を行うこととした。（第4条関係）

3 その他所要の規定の整理を行うこととした。

4 施行期日等

(1) この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

(2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇◇

◇学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第37号）

1 公立小学校等の職員の定数を次のとおりとすることとした。（第1条～第3条関係）

（単位：人）

区分	職員の定数		
	改正前	改正後	増減

公立の小学校及び中学校		校長及び教員	5, 4 3 2	5, 3 1 8	△ 1 1 4
		養護教員	3 5 4	3 4 1	△ 1 3
		栄養教諭及び学校栄養職員	1 1 3	1 0 8	△ 5
		事務職員	3 6 0	3 5 5	△ 5
県立高等学校	全日制課程	校長、教員、実習助手及び事務職員	2, 1 6 4	2, 1 2 9	△ 3 5
		その他の職員	8 2	8 2	0
	定時制課程	校長、教員、実習助手及び事務職員	1 0 8	1 0 8	0
		その他の職員	8	8	0
	通信制課程	教員及び事務職員	1 7	1 6	△ 1
		その他の職員	1	1	0
県立特別支援学校		校長、教員、寄宿舎指導員及び事務職員	9 8 7	9 9 6	9
		その他の職員	7 4	7 4	0
計			9, 7 0 0	9, 5 3 6	△ 1 6 4

2 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。



◇秋田県警察職員定数条例の一部を改正する条例（秋田県条例第38号）

1 職員の定数を次のとおりとすることとした。（第2条関係）

（単位：人）

区分	職員の定数		
	改正前	改正後	増減
警視	8 9	8 9	0
警部	1 8 1	1 8 1	0
警部補及び巡査部長	1, 1 1 3	1, 1 1 8	5
巡査	5 8 3	5 8 6	3
警察官以外の職員	3 8 8	3 8 8	0
計	2, 3 5 4	2, 3 6 2	8

2 次に掲げる職員を1の職員の定数の外に置く職員に加えることとした。（第3条関係）

- (1) 職員の休職の事由に関する条例（昭和54年秋田県条例第3号）第2条の規定により休職にされた職員
- (2) 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年秋田県条例第68号）第2条第1項の規定による承認を受けた職員
- (3) 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年秋田県条例第89号）第2条第1項の規定による承認を受けた職員

3 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。



◇秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（秋田県条例第39号）

1 次に掲げる講習の受講に係る手数料の額を改定することとした。（第13条関係）

- (1) 特定任意講習
- (2) チャレンジ講習

(3) 特定任意高齢者簡易講習

(4) 特定任意高齢者通常講習

2 次に掲げる手数料の額を改定することとした。(第14条関係)

(1) 運転免許試験手数料

(2) 検査手数料

(3) 再試験手数料

(4) 免許証再交付手数料

(5) 審査手数料

(6) 技能検定員資格者証交付手数料

(7) 技能検定員審査手数料

(8) 教習指導員資格者証交付手数料

(9) 教習指導員審査手数料

(10) 講習手数料

(11) 通知手数料

3 自転車の運転による交通の危険を防止するための講習を受けようとする者から手数料を徴収することとし、その額を講習1時間につき1,900円とすることとした。(第14条関係)

4 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。ただし、3は、同年6月1日から施行することとした。

_____ ◇◇ _____

◇秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例(秋田県条例第40号)

1 農林水産委員会の委員及び産業観光委員会の委員の定数を、7人(現行8人)に改めることとした。(第2条関係)

2 委員会に説明のため出席を求めることができる者として、教育委員会の教育長(現行教育委員会の委員長)を規定することとした。(第15条関係)

3 施行期日等

(1) この条例は、次の一般選挙により選挙された議員の任期が始まる日から施行することとした。ただし、2は、平成27年4月1日から施行することとした。

(2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

_____ ◇◇ _____